

平成27年度第12回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成28年3月10日(木)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間		14時46分
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	庄倉 三保子	出席	10番	三嶋 國夫	出席
	2番	頼田 洋子	出席	11番	船谷 永泰	出席
	3番	岡田 篤幸	出席	12番	秦野 俊美	出席
	4番	岩田 有司	出席	13番	亀尾 和男	出席
	5番	植田 健	出席	14番	井田 憲美	出席
	6番	種 正明	出席	15番	井上 雅夫	出席
	7番	作野 英明	出席	16番	白川 透	出席
	8番	松川 徹	出席	17番	市川 春樹	出席
	9番	井上 武	出席	18番	恩田 一秀	出席
議事録署名委員	6番	種 正明	7番	作野 英明		
出席吏員	事務局長 頼田 泰史 事務局長補佐 田村 誠 事務員 田辺 操枝					
傍聴人						

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
協議事項	(1) 遊休農地の指導報告状況について (2) 農地転用実施状況について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
その他	(1) 平成28年度第1回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより平成27年度第12回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の総会出席は、委員数18名中18名の出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして、出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。それでは会長の挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	本日も全員出席で誠にありがとうございます。～途中省略～ 総会の後、鳥取県農業会議より倉益局長が来られまして新しい農地法の仕組みについての研修会を予定しています。よろしく願いいたします。
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署	議長	議事録署名委員： 6番 種 正明 7番 作野 英明

名委員及び書記の指名		書記： 田辺 操枝
4. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	議事に入ります。 『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 内容につきましては、局長補佐より説明をいたします。
	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明（議案書1～2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 合計：田 1筆 譲渡人： 耕作面積： 譲渡事由：売買 譲受人： 耕作面積： 譲受事由：売買 権利の種別：所有権移転 備考： から が売買で取得し利用するための申請である。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 (補足説明) 売買価格は10アールあたり 円です。 番号2 土地の表示： 登記：田 現況：畑 合計：田 1筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲渡事由：贈与 譲受人： 耕作面積： m ² 譲受事由：贈与 権利の種別：所有権移転 備考：農業経営廃止を行う から利用権設定をしている が贈与で取得し利用するための申請である。 【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 番号3 土地の表示： 登記：田 現況：田 m ² 登記：田 現況：田 m ² 登記：田 現況：田 m ² 合計：田 3筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲渡事由：売買 譲受人：

		<p>耕作面積： m² 譲受事由：売買</p> <p>権利の種別：所有権移転</p> <p>備考：農業経営廃止を行う から隣地を所有している が売買で取得し利用するための申請である。</p> <p>【許可基準】全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。</p> <p>(補足説明) 売買価格は 10 アールあたり 円です。</p>
議長		議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
頼田委員		2 番は贈与となっておりますが、経緯が分かれば教えて下さい。
局長補佐		<p>最初に農地相談に来られた時に贈与でというお話を聞きました。平成 18 年頃から さんにお世話になっておられます。田が 1 枚あるだけで、ずっと利用権設定をされています。 さん自身も、もう田を持たなくてもいい。長いこと さんにお世話になっているので、 さんが良ければ貰って頂きたいという話でした。本人さん同士で協議をされて、 さんもタダではと農業委員会に相談に来られていましたが、 さんの奥様も含めて、この時代にお金を出せというわけにはいかないし、田んぼも持ちたくないで贈与でお願いできないかということでした。事務局の対応としましては、相続人全ての方、奥さんと二人の子供さんから贈与で渡しても良いという承諾書を頂きました。娘さんと息子さんは と におられて帰って来られる見込みはないし、贈与で良いですということを取りまして、事務手続きをしました。</p>
議長		地元の農業委員さんから分かることがございましたら。
市川代理		<p>補足をします。昨年の 12 月に相談を受けまして色々事情を聞きました。 さん自身、昨年の夏ごろから体調を崩されて弱気になられたようです。年末年始にかけて子供さんと話をされたそうです。子供さんから、こちらに戻り農業をするつもりはないので、農業を辞めるのであれば、この際、お世話になっている さんに譲り農地として使ってもらったかどうかということで結論がまとめられ今回の申請になったそうです。</p>
議長		法定相続人の確約も得ておられるそうですので、ご理解をお願いします。
頼田委員		はい。
作野委員		1 番ですが、適正な価格は分かりませんが、三反窪に近い面積で 10a あたり 円は疑問に感じます。それから、 さんは認定農業者だと伺っています。集積されるのであれば納得しますが、農地を手放されるというのはどのような事情があるのですか。
局長補佐		<p>さんと さんは親戚筋にあたります。換算しますと 円少々の価格になりますが、親戚でもあるし、所有権移転に関わる事務手数料程度で良いということでした。</p> <p>さんは最近認定農業者になられました。これからの 5 年間に経営面積を増やしていくにあたり、今回は減るわけです。 さんが持っておられる経営面積 m²のうち、認定農業者の計画書には、計画面積は m²で出しておられます。今回の面積は経営診断の際に含めておられません。何故かと言いますと、ここは元々 さんの土地であったそうです。色々な事情で競売にかかり、親戚として人手に渡らないように さ</p>

		す。現地は現況田ですが実質は自己保全という形できれいに草刈がされていきました。猪が出て大変な土地だそうです。6ページの図面通りにきちんと杭も打ってありました。周りに影響を与えるような太陽光の設置ではありません。隣の土地は一段高い所ですし、周辺の農地に何ら影響はないということで許可妥当と判断しています。
	議 長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。 (質問・意見なし)。
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議 長	『議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程いたします。
	局 長	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第 1 条の 15 の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可にあたっては、農地法第 5 条第 3 項の規定により鳥取県農業会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を行ないます。 内容につきましては、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【 議案第 3 号朗読及び説明 (議案書 4 頁)】 番号 1 土地の表示： 登記：田 現況：田 m ² 借人： 貸人： 契約種別：賃貸借 用途：商業・サービス等用地 転用目的及び施設の概要：店舗 コンビニエンスストア 備考：この申請地は農振農用地除外地です。申請地は国道 180 号沿道で、半径 500m 以内に と があります。国道 180 号には、水道・下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は店舗として使用する。事業目的から見た転用面積は問題なく、周辺農地に支障を生ずる恐れもないため、転用妥当と判断しての申請です。
	議 長	議案第 3 号につきましても現地調査を行っていますので、市川職務代理より報告をお願いします。
	市川代理	先ほどと同じメンバーで現地調査を行いました。 場所は国道沿いの の隣、 の前になります。現況は田で、昨年まで稲刈りをされていたようで稲株がまだ残っている状況でした。耕作されていた跡が残っていました。11 ページを見て頂くと分かるように、国道と県道に挟まれた所に店舗を建てられるということです。図面の右側に蛇腹のようなものを書いてありますが、そこがのりで、少し高くなって国道側沿いに傾斜が付く形での建設予定だそうです。ですので、雨水等は店舗から国道側に流れて途中で集めて 側の水路に流すとい

		うことです。10 ページの申請地の下の公道は町道です。この度の店舗で少し土砂が盛り上がるので、公道と店舗の間に溝を掘って雨水等を東側の水路に流す形状になっています。上下水道も県道、国道両方通っていますので下水に関しては問題ありません。店舗への侵入箇所は国道側に2カ所、県道側に1カ所です。他の農地に影響を及ぼすことは全くない状況の建て方になっています。右側にある水路も90cm～1mくらいの水量のある水路です。下の方に水が流れても水利としては全く影響なく、今まで通りの水は確保でき、下流の方でも支障はないと判断して許可妥当ではないかということで現地調査を終えました。
	議 長	地元の種委員さんより補足等ございませんか。
	種委員	市川委員より良い説明をして頂きまして全くありません。
	議 長	質疑に入ります。
		(質問・意見なし)
	議 長	ご異議ございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め、『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第4号 農用地利用集積計画の決定 について	議 長	『議案第4号 農用地利用集積計画の決定について』を上程致します。 今回、多くの申請が上がってきています。既に皆さん方には議案書を配布していますので、読み上げに関しまして省略をお願いしたいと思います。整理番と、設定を受ける者の名前と設定をする者の名前、合計の面積、利用権の種類の5点の読み上げにしたいと思います。 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましても、整理番号と名前、利用権の設定を受ける土地の面積の3点の読み上げにしたいと思いますがいかがでしょうか。
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認めます。提案者よろしくお願ひします。
	局 長	議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。 農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添各筆明細書の通りです。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書8～12頁)】 [新 規] 整理番号 81番～107番 設定を受ける者： 13名 2法人 設定をする者： 27名 設定をする土地： 73筆 計 101,180㎡ [再設定] 整理番号 107番～142番

		設定を受ける者： 21名 1法人 設定をする者： 34名 設定をする土地： 63筆 計 101,108㎡
	議長	整理番号 115 番、116 番を除いて質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、整理番号 115 番、116 番を除いた『議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について』は議決承認されました。 整理番号 115 番、116 番について質疑を受けます。船谷委員は退席をお願いします。
		(船谷委員退室)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、整理番号 115 番、116 番につきましても議決承認されました。
		(船谷委員入室)
5. 協議事項 (1) 遊休農地の指導報告状況について	議長	協議事項に入ります。『遊休農地の指導報告状況について』を上程致します。
	局長補佐	皆様には 2 月末までをめどに聞き取り調査をお願いし報告を提出して頂きました。総括を各班長さんをお願いしたいと思いますのでご審議をよろしくをお願いします。
	議長	提案者より、班長さんからの報告を求めるといことですので天津地区から報告をお願いします。
	庄倉委員	この度、指導にあたり確認しましたところ、利用権設定ではなく作業委託の作付けが 3,769㎡、保全管理済が 8,386㎡、まだ刈ってなくて依頼した所が 2,837㎡でした。砂防ダム工事進入路の所にもう少しあります。来年、農地転に諮りますので、それが終わったらまた指導に入りたいと思います。不在地主など連絡が取れない所が約 4,500㎡です。全員で回った時に赤判定ではないかと言った所が約 18,000㎡ありました。新規で判定が微妙だと思われる所が 2,110㎡ほど増えてきましたので指導をしていかなければいけないと思っています。今回終わった状況の中で、保全管理をされている所や、草刈を 1~2 度という所もありますが、だいぶ進んできたなと感じました。これからも指導をしていきたいと思っています。
	議長	大国地区の班長さんお願いします。
	作野委員	総体的に申しますと、どの地域も昨年、一昨年とほとんど変わらない状態です。赤判定は 1カ所もありません。黄色判定は私の地元で若干出ていまして 1,942㎡です。その他の地区は緑判定が少々です。内容は昨年と同様に作付ができない状況です。雑草が繁茂している所につきまして面談しましたところ、労働力不足や、草刈の予定はしているという返事でした。これ以上進まないように努力をしていきたいと思っています。
	議長	法勝寺地区の班長さんお願いします。

松川委員	<p>9月30日に調査に回りました。緑、黄色判定は前年度と変わっていません。赤判定が78,041㎡ほど増えました。合計で赤判定にしたのが84,996㎡です。解消地は残念ながらありませんでした。緑、黄色判定ですが、地主さんの高齢化、労働力不足ということで今後も管理が難しいのではないかと思います。利用権設定を受けて頂ける方がおられれば是非お願いしたいということでしたが、これまでも利用権設定に向けて色々とお願いはしていますが、なかなか手を上げて頂ける方が無く困っているところです。赤判定の所は全ての方が農地外にして欲しいという意向を持っておられます。我々も武信地区と徳長地区を重点的に調査しました。昭和44年から生産調整政策が始まりまして、その当時に谷の奥の小さな一畝、二畝の圃場を減反の対象にされていた所に杉の木などを植えられて今は完全に山林化しているような所です。農地から外して欲しいという要望がかなりありました。</p>
議長	<p>上長田地区の班長さんお願いします。</p>
秦野委員	<p>状況は昨年度とほとんど同じです。上長田地区は中山間直接支払制度に全集落入っています。したがって保全管理はきちんとしてありますが、個々に見ますと、高齢化になっており後継者がいない、老人の一人暮らしが多いということから、歯止めがきかない。利用権を勧めても受ける者はいない状況です。今後は益々進んでいく状況です。</p>
議長	<p>東長田地区の班長さんお願いします。</p>
井上雅夫委員	<p>上長田地区と同じ状況です。昨年とほぼ同じ状況ですが、原野状態の田が段々増えてきています。田舎ですので高齢化だけではなく、家を出られた不在地主の方がたくさんおられます。後継者も無く荒れ放題の田がかなり目立ちます。今後、これを改善することは不可能ではないかと私自身は思っています。作りやすい所に集積されるようになると思いますが、東長田に関しては耕作する人自体が減ってきていますし、猪等の被害もたくさんありますので現状を維持していくのが精一杯です。</p>
議長	<p>手間地区の班長さんお願いします。</p>
市川代理	<p>今回、赤判定が12,000㎡ほど増えました。寺内地内等がどうしても手が付かない。寺内農場などに集積を頼みましたが、そこまでできる状態ではないということで、残念ながら赤判定が増えました。緑判定であった2筆4,300㎡ほどが利用権設定されて解消されました。不在地主等には草刈管理のお願いはしていますが、なかなか追いつかない状況です。赤判定が増えて緑判定がいくらか減りましたが、総体的にはあまり変わらない状況です。</p>
議長	<p>賀野地区の班長さんお願いします。</p>
白川委員	<p>緑と黄色判定で赤判定はありませんでした。その内の緑判定で昨年と変わるところは、1つの窪1,000㎡ほどですが色々話しをした結果野菜の作付をして頂けることになりました。もう1カ所の緑判定は利用権設定をして頂けることになりましたし、もう1カ所は草刈管理をされました。その他の緑、黄色判定は、連絡が取れない方や、高齢の為体調不良などで自分ではどうしてもできないので辞めたいという方々です。農地から外して欲しいがどうしたらよいだろうかという相談も受けました。草刈りの依頼はしていますが、自分では作業ができない方もおられます</p>

		<p>ので無理ではないかと思えます。中間管理機構といっても、良い場所ではないので、果たして受け手があるのかということもあります。なかなか解消は難しいのではないかと考えています。</p>
	議 長	<p>班長さんからの報告がありました。1点あるのですが、法勝寺の班長さんより 84,000 m²いづらかが赤判定という報告がございました。以前は実績算入に入っていたということですが、県が出している実績算入と市町村が出している実績算入が、先日行われた再生協でも違っているとの提示がされました。これについては、恐らく実績参入に赤判定で出るとのことですので、農業委員会に非農地証明なりが出されるということですね。そうした時に、やはり、実績算入と町が把握しているものとの相違がきちんとできるようにお願いします。</p> <p>他にご質問等ございませんか。</p>
		(質問、意見なし)
(2) 農地転用 実施状況につ いて	議 長	『(2) 農地転用実施状況について』をお願いします。
	局長補佐	<p>本日配りました資料です。平成 27 年度 4 月総会の時に、過去 5 年間の実施状況を報告したものの 1 年後の結果です。</p> <p>【「資料 5 条転用（過去 5 年間）実施状況」朗読および説明】</p> <p>26 番、27 番は、 にある自社の資材置き場で対応できているので、この場所については近所の迷惑にならないように年 2 回程度確実に草刈をしているが、今は何もしていないという回答を頂いています。</p> <p>39 番は、28 年 1 月に完了しました。</p> <p>51 番、52 番は、個人で庭や植栽をされていますが、現在は育樹や庭石などの材料がそこに置くほどないため使っていないという返事でした。元々の所有者である にも、今もブルーベリーなどが植えてあり手入れまでされているので、既に転用になって資材置き場として整地される所なので、 ときちんとした話し合いをして頂くように通告しています。</p> <p>59 番は、造成は終わっている場所でした。小牛が高騰したために牛舎を建てる申請が途中で打ち切りになっているため上屋が達っていない状況です。今回、がんばる農家プランというのでペーラーを購入される予定で、導入された後には、藁入れの倉庫を、また違う事業で建築物を建てる計画で進んでいるということでした。</p> <p>66 番は、 に聞きましたら、今は の方をメインに材料を置いているので、 に置いておく材料がないという回答でした。</p> <p>71 番は、当初は 12 台程度の駐車場の計画でしたが、現在は一部切り開いて造成が終わり 4、5 台停めるようになっています。当面、現在の状況で使用させてもらいたい。残りの所は従業員やイベントの集客数が増えると見込まれてからきちんとした形で使用したいとおっしゃっていました。</p> <p>90 番は、当時は未実施でしたが、現在は m²の内約 m²が造成されて駐車場になっています。全部ではなかったですかと尋ねたところ、1 期工事でここまでで止めている。研修、視察などでバス等の対応が必要で予約が見込まれた時に少しずつ広げていきたいということでしたので、確実に駐車場にして頂くようにお願いしました。</p>

		<p>91 番、92 番、93 番は、27 年 4 月の段階では報告をしていませんでしたが、現在もまだ実施されていません。確認しましたら、今月、繰り越し案件で発注が終わり業者が決まると聞いています。春に向けて着工されると思います。</p> <p>94 番の駐車場と倉庫については未だ実施されていません。今後、きちんと聞き取りをしたいと考えています。</p> <p>95 番の通路と倉庫についても実施されていませんので、継続して聞き取り指導を行なっていきたいと考えています。</p> <p>過去 5 年というところで絞り込んで指導をしています。農業委員の皆様も自分の該当地区のものについては気に掛けて頂いて状況の把握に努めてくださいますようよろしくお願いします。</p> <p>協議事項で今回上げたのは、1 年空けて完了や一部実施の報告をしましたが、定期的に今回のような形で報告をした方がよいのか、定期的であるのなら半年ごとか、一年ごとか、どのような形がよいのかご協議をお願いしたいと思います。</p>
	議 長	このことについて何かございませんか。
	種委員	定期的に観察を続けて 1 年に 1 回は報告をお願いしたい。担当の農業委員さんもおられるわけですから、経過をみて完成するまで指導なりをするべきであると思います。裏を返せば虚偽の申請をしたこととなります。引き続き継続観察をお願いします。
	議 長	種委員さんより、1 年に 1 回はこのような報告書を出してもらい、農業委員さんは確認をして欲しいとのご意見がございましたが、ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	事務局から、このような形で 1 年に 1 回は報告をお願いします。
6. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	議 長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』報告をお願いします。
	局長補佐	<p>【『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』 朗読及び説明（議案書 27～29 頁）】</p> <p>(補足説明)</p> <p>番号 1 につきましては、今後は三崎の持田茂文さんが利用権設定をされます。</p> <p>番号 2 は、 さんが借りられると確認しています。</p> <p>番号 3 は、 さんが借りられます。</p> <p>番号 4 は、 さんが借りられます。</p> <p>番号 5 は、 さんが借りられます。</p>
	議 長	質疑を受けます。
		(質問・意見なし)
	議 長	ないようですので『(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』は承認されました。
第 8 回農業員 会総会の日程 について		平成 28 年度第 1 回南部町農業委員会総会は、平成 28 年 4 月 7 日（木）に開催致します。

7.その他	局長補佐	活動報告書の提出を文書でお願いしていましたが、本日提出出来ないという方は挙手をお願いします。(岩田委員挙手) 早急をお願いします。
	作野幹事	～省略～
8、閉会	議長	これにて平成 27 年度第 12 回南部町農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。
備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。		